

2017年 7月 25日

No. 450



山田 良平

3分間

税ミナール



ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



国際的税逃れに統一ルール、60カ国が署名

各国の税制の違いなどを利用した過度な節税策が問題視される中、G20(先進国に新興国を加えた主要20か国)とOECD(経済協力開発機構)はこのほど、グローバル企業による課税逃れを防ぐため新たな多国間協定を始動させました。2017年6月7日にパリで開催されたOECD閣僚理事会に合わせ、日本を含む60カ国が同協定に署名しました。これにより複数の国にまたがる過度な節税策にまとめて網をかけられるようになります。

現在、過度な節税封じの対策を共有するには、二国間の租税条約の改正が必要です。世界中に広がる課税逃れに対抗するには、該当国の数だけ条約改正手続きが必要となり、煩雑で時間もかかります。しかし、多国間協定を結ぶことにより、二国間の条約改正をしなくても課税逃れ対策の統一ルールを適用できるようになります。

こうした中、財務省は2018年にもグローバルに活動する企業の節税防止策を強化する方針です。各国の税率の違いを利用した租税回避を防ぐ仕組みを、2018年度の与党税制改正大綱に盛り込む方向で調整します。

また、財務省は知的財産を低税率の国の子会社に移す節税策の防止や、過度な税逃れを指南する税理士に対して開示義務を課す新制度の導入も検討しています。